

豊川市議会だより広告募集要綱

豊川市議会では、自主財源の確保と地域経済の振興を図ることを目的に、「豊川市議会だより広告取扱要領」を定め、令和7年度に発行する議会だよりに掲載する有料広告を募集します。

1 募集内容等

(1) 広告の媒体

豊川市議会だより

年4回発行 各号58,300部（豊川市内町内会加入世帯及び公共施設等）

(2) 枠数及び掲載料

枠 数	1号につき2枠を募集
掲 載 料 (1号1枠)	20,000円（税込） ※1年度分は80,000円

(3) 募集期間

令和7年3月3日（月）から令和7年3月31日（月）まで

※ 受付時間は、午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く）

※ 上記期間外でも、枠に空きがある場合は随時募集します。

(4) 募集案内

市ホームページ内の市議会のページ等により案内します。

2 広告掲載の条件

(1) 掲載位置

議会だより最終ページ下2枠（掲載枠の位置の指定はできません。）

(2) 掲載号

6月1日号、8月1日号、11月1日号、2月1日号の4回

※ 掲載決定は、原則として1年度分（4回）を行うものとします。

但し、4回分の応募が難しい場合は、掲載希望号について相談に応じます。

(3) 掲載規格

① 大 き さ 縦5.5cm×横8.5cm

② デザイン 市議会のイメージを損なわないもの

③ 配 色 カラー

(4) 広告の範囲

「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」に沿ったものとします。

3 申込方法

次に掲げる書類を豊川市議会事務局に提出してください。

① 豊川市議会だより広告掲載申込書

(「豊川市議会だより広告取扱要領」に定める様式第1号)

② 同意書(市税・国民健康保険料(税)の滞納の有無に関する照会及び確認)

③ 広告原稿案(様式指定なし。広告の内容・デザインが分かる出力原稿及びデータ)

④ 会社案内等(会社概要が分かるもの)

※ 広告原稿案のデータについては、CD-Rなどの媒体又は電子メール添付により提出してください。

※ 申込にあたり、「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」、「豊川市議会だより広告取扱要領」など、各種要綱等をよくお読みください。

4 選定等

(1) 選定方法

豊川市議会だより広告取扱要領第8条の規定により、広告掲載者を決定します。

(2) 結果連絡

選定後、速やかに豊川市議会だより広告掲載・不掲載決定通知書(「豊川市議会だより広告取扱要領」に定める様式第2号)により通知します。

5 掲載料納付

掲載料納付期限

掲載決定通知に同封する納付書により、指定期日までに納付してください。なお、納付された掲載料については、還付しません。(広告主の責めに帰すことのできない事由により掲載できなかった場合は除きます。)

6 掲載までの流れ(6月1日号の場合)

日 程	内 容
3月 3日～3月31日	申し込み(広告主)
4月22日頃	掲載または不掲載決定通知書発送(市議会)
5月10日頃	広告掲載料の納付(広告主)
6月 1日	豊川市議会だより配布(市議会)

7 要綱等

- (1) 豊川市広告掲載要綱
- (2) 豊川市広告掲載基準
- (3) 豊川市議会だより広告取扱要領
- (4) 豊川市議会だより広告原稿作成要領

問合せ先

豊川市議会事務局 議事調査係（豊川市役所本庁舎 3 階）

〒442-8601 豊川市諏訪 1 丁目 1 番地

電話 0533-89-2150 FAX 0533-89-2109

E-mail gikai@city.toyokawa.lg.jp